

事務連絡
令和3年1月13日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
事業部

環境省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領の運用基準」について
【20210105 改正】（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

環境省より、標記基準について令和3年1月5日付で一部改正した旨、別添のとおり通知がありましたので、情報提供いたします。改正内容は通知文2頁目のとおりです。あわせて運用基準（改正後）全文も送付いたします。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様に周知賜りますようお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

- ・環境省通知文
- ・別添:工事請負契約等に係る指名停止等措置要領の運用基準について【20210105 改正】

(担当) 事業部 八重樫
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp